

4.法務省の人権擁護機関の活動

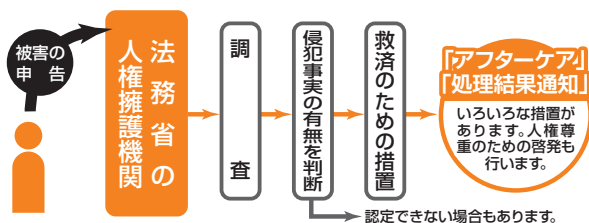
法務省の人権擁護機関では、どのようにして皆さんの人権を守っているのでしょうか。その活動は、大きく分けて、人権侵犯事件の調査救済、人権相談及び人権啓発です。この章では、法務省の人権擁護機関の活動を紹介します。

① 人権侵犯事件の調査救済

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申出があれば、「人権侵犯事件調査処理規程」(法務省訓令)に基づき速やかに救済手続を開始します。また、新聞・雑誌等から人権侵害の疑いのある事実を知ることにより、救済手続を開始することもあります。

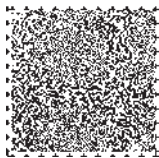
救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行います。ただし、この調査は、飽くまで関係者の協力による任意のものであり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制捜査ではありません。

■調査救済の流れ



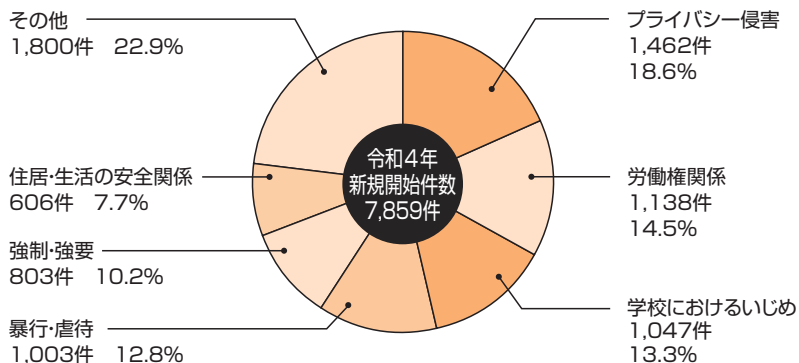
調査の結果、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応をすることができる者に対してする「要請」等の7種類の救済措置のうち、適切な措置を講じます。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中であっても講じます。

また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもあります。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡をとるなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどします。





■令和4年人権侵犯事件数（新規救済手続開始）の種類別内訳



人権侵害による被害者の救済事例

法務省の人権擁護機関は、令和4年中に次のような救済措置を講じました。

①いじめ 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、吃音をからかわれるなどのいじめを受けていたにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないことにより、不登校を余儀なくされているとして、当該児童の親から相談があった事案です。

法務局が調査した結果、担任教諭が、当該児童から複数回相談を受けていたにもかかわらず、学校長に報告しなかったため、学校における対応が適切に行われず、当該児童に対するいじめが続いたことが認められました。

法務局は、学校長に対し、いじめによる被害防止に向けた取組に一層努めるよう要請しました。（措置：「要請」）

②虐待 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、殴られるなどの暴行を受けており、児童相談所への保護を求めて交番に行きたいとして、「LINEじんけん相談」に相談があった事案です。

法務局は、直ちに、当該生徒の最寄りの警察署及び児童相談所に対し、情報を提供するとともに、対応を依頼しました。

その結果、当該生徒は、警察に保護された後、児童相談所の施設に入所することとなり、当該生徒の安全を速やかに確保することができました。（措置：「援助」）



③ 学校の指導 小学校における不十分な指導

こどもが通学する小学校において、同級生が乱暴な行為をしていることに対し、学校が十分な対応をしていないとして、保護者から相談があった事案です。

法務局が調査した結果、学校は、当該同級生への対応を行っているところであり、今後は当該保護者にも当該対応等を説明していきたいと考えていることが判明しました。

法務局が、学校に対し、当該保護者の当該いじめ対応に係る要望を伝えるとともに、当該保護者に対し、学校の対応等を説明したところ、保護者はこれに理解を示し、両者の信頼関係が構築されました。(措置：「調整」)

④ セクシュアルハラスメント 講師による受講者に対するセクシュアルハラスメント

研修の受講者が、講師から、研修中に性的な発言を受けたとして、相談があった事案です。法務局が調査した結果、研修中に、講師が当該受講者に対し、性的な発言を行ったことが認められました。

法務局は、講師に対し、当該発言が当該受講者の意に反する性的な言動であって、セクシュアルハラスメントに該当することを指摘するとともに、人権尊重の理念等を説明したところ、講師からは反省の意が示されました。(措置：「啓発」)

⑤ パワーハラスメント 職場の上司から部下に対するパワーハラスメント

被用者が、上司から、事務以外の用途として供されていた場所において、一人で勤務するよう人事異動を命じられたことに対し、勤務先との話し合いを求めていたにもかかわらず、机を撤出され、強制的に勤務場所を変更させられたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、被用者に対する当該命令は、合理的な理由なく行われたものであり、当該被用者を職場の人間関係から切り離すことにより、被用者に精神的苦痛を与えたものであって、パワーハラスメントに該当するものであることが認められました。

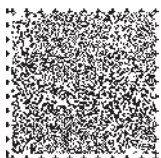
法務局は、当該上司に対し、良好な就業環境を維持すべき立場であったにもかかわらず、当該行為を行ったことは人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を自戒することを求めるとともに、パワーハラスメントについての理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示しました。(措置：「説示」)

⑥ DV 夫から妻に対する暴力・暴言

夫から暴力等を受けている妻を一次的に保護しているとして、人権擁護委員から相談があった事案です。

法務局が調査した結果、妻が夫に対して強い恐怖心を抱いていることが認められたことから、速やかに婦人相談所に情報提供を行い、必要な措置を求めました。

その結果、妻及びそのこどもは、婦人相談所に保護され、安全が確保されるとともに、関係機関による情報共有が図られ、妻らに対する支援体制を構築することができました。(措置：「援助」)



**7 ストーカー 中学生に対する嫌がらせ行為**

中学生の生徒が、同級生及びその家族から、嫌がらせを受けているとして、当該生徒の親から、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、警察が当該同級生らに警告を行っていることや、当該生徒らから通報があった場合にはすぐに警察官が駆け付ける態勢が執られていることが認められました。

法務局は、当該生徒の親に対し、上記警察の対応状況を伝えた上で、当該同級生らとの話し合いの方法等について助言したところ、当該生徒の親はこれに理解を示しました。（措置：「援助」）

8 差別待遇関係 外国人に対するレンタルバイクの貸出し拒否

外国人が、レンタルバイク店から、外国人であることを理由にバイクの貸出しを拒否されたとして、「インターネット人権相談受付窓口」に相談があった事案です。

法務局が調査した結果、当該店舗は、外国人に対し、一律に貸出しを拒否する運用を行っていたことが認められましたが、調査を行う中で、当該運用が外国人に対する不当な差別に該当する可能性があることを理解し、当該運用の見直しを行いました。

法務局は、当該外国人に対し、当該店舗の運用の見直しについて伝えたところ、当該外国人はこれに理解を示しました。（措置：「調整」）

9 差別待遇関係 患者に対する公衆浴場の利用拒否

（感染症ではない）皮膚疾患により発疹が出ていた公衆浴場の利用者が、当該公衆浴場の従業員から、他の利用客が嫌がっているため今後は来ないでほしい旨の発言をされたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、当該従業員から当該言動があったことや、当該公衆浴場において、当該利用者の入浴を拒否することができる法的な根拠はないことが認められました。

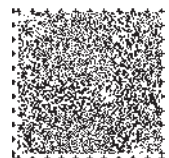
法務局は、当該公衆浴場に対し、公共性を有する公衆浴場において、当該利用者の外見を他の利用者らが嫌がっているという事情のみをもって入浴を拒否することは、営業の自由の範囲を超えた、当該利用者への不合理な偏見・差別であり、人権擁護上看過できないとして、今後、同様の対応を行うことがないよう説示しました。（措置：「説示」）

10 差別待遇関係 同和問題に関する差別的発言

近隣住民から、継続的に、部落民、部落へ帰れなどの同和問題に関する差別的な発言を受けたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、当該近隣住民が同趣旨の発言を行ったことが認められ、その調査中において、当該近隣住民は、今後、そのような言動は行わないと述べました。

法務局は、当該近隣住民に対し、当該発言は他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、同和問題に対する理解と認識を欠いたものであって、人権擁護上看過できないものであるとして、基本的人権尊重の理念及び同和問題について正しい理解と認識を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示しました。（措置：「説示」）



⑩インターネット上の人権侵害情報関係

インターネット上の名誉感情侵害

被害者から、電子掲示板上で、在日外国人であると指摘されるとともに、在日外国人という属性を理由として蔑称などを用いて侮辱する投稿が複数なされたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、被害者を虫に例えたり、同人の存在を否定するなどの被害者を侮辱する投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、被害者の名誉感情を侵害するものであると認められました。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至りました。(措置:「要請」)

⑪インターネット上の人権侵害情報関係

インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、電子掲示板上に、氏名とともに電話番号が投稿されているとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、一般に公開されていない被害者の電話番号等が電子掲示板に掲載されていたことから、当該投稿は、被害者のプライバシー権を侵害するものであると認められました。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至りました。(措置:「要請」)

法務省の人権擁護機関では、被害の申告がしやすいように、「人権侵犯被害申告シート」(右参照)を用意し、法務局・地方法務局に備え置くほか、法務省ホームページに掲載し、自宅でプリントアウトして利用いただけるようになっています。



人権侵犯被害申告シート

人権侵害被害申告シート

申告者(氏名) 住所(〒) 電話番号

申告者(生年月日) 性別

被害者(氏名) 住所(〒) 電話番号

被害者(生年月日) 性別

被害者(職業) 電話番号

被害者(住所) 電話番号

被害者(電話番号) 電話番号

このようにご申告されたか、また、正しく内容確認を済ませられたか

①人権擁護機関等に申告する理由: (選択してください)
②被害者に対する、人権侵害行為や被害の状況について詳しく
③被害者に対する苦情や要望について詳しく
④被害者に対する苦情や要望について詳しく
⑤その他 (関係機関に申告した理由)

申告のほかに人権擁護機関に相談したいことをおぼせたい場合は



② 人権相談

毎日の生活の中で、「これは『人権問題』ではないだろうか?」と感じたり、偏見や差別、いじめ等に思い悩んだりすることがあったら相談してください。

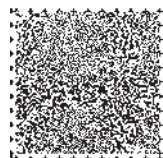
法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談（人権相談）を受け付けています。相談は無料で、難しい手続は何もありません。相談内容についての秘密は厳守します。人権相談の開設場所、開設日時等については、最寄りの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。

「みんなの人権110番」(0570-003-110 (全国共通))「女性の人権ホットライン」(0570-070-810)、「こどもの人権110番」(0120-007-110)も開設しています。インターネットやLINEでも人権相談を受け付けています。相談窓口に関する詳細は、裏表紙をご覧ください。

このほか、全国の小・中学生に「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、手紙による相談に応じるなど、様々な手段を用意して、子どもたちが相談しやすい体制をとっています(6ページ以下参照)。

日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国人のための人権相談所」等も開設しています(19ページ参照)。

人権相談・調査救済制度周知用リーフレット



3

人権啓発

法務省の人権擁護機関では、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な活動を行っています。

具体的には、シンポジウム・講演会等のイベントの開催、人権教室や研修の実施、ホームページや動画配信サイトでの啓発資料の公表、インターネット広告の実施、テレビ・ラジオの放送、新聞・広報誌への掲載等、様々な活動を行っています。これらの活動を「人権啓発活動」といいます。

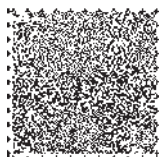
人権啓発活動は、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものです。

啓発活動重点目標

法務省の人権擁護機関では、昭和41年度から、毎年その年度の啓発活動の重点目標を掲げ、重点的な人権啓発活動を実施しています。

令和5年度の啓発活動重点目標は、「『誰か』のこと じゃない。」と決めました。この言葉には、様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてもらいたいとの思いが込められています。

また、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、17の啓発活動強調事項を掲げ、人権啓発活動を実施しています。



ポスター
「令和5年度啓発活動重点目標」





啓発活動強調事項

- ①「女性の人権を守ろう」
- ②「子どもの人権を守ろう」
- ③「高齢者の人権を守ろう」
- ④「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑤「部落差別(同和問題)を解消しよう」
- ⑥「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑦「外国人の人権を尊重しよう」
- ⑧「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」
- ⑨「ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑩「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑪「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」
- ⑫「インターネット上の人権侵害をなくそう」
- ⑬「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」
- ⑭「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」
- ⑮「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」
- ⑯「人身取引をなくそう」
- ⑰「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」

人権週間



ポスター「第74回人権週間」

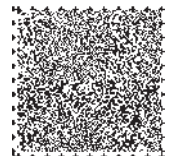
国連は、昭和23年（1948年）の第3回総会で世界人権宣言（53ページ参照）が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等の人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。

我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日）を「人権週間」と定め、全国的な人権啓発活動を展開しています。

人権啓発活動ネットワーク

法務省の人権擁護機関、都道府県、市町村、公益法人等、人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークとして、都道府県単位で「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を、また、市町村単位で「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。

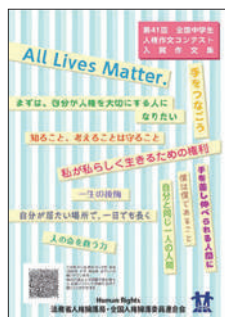
このネットワークでは、構成員による共同啓発活動、人権啓発情報の提供等を行っています。



全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことを通じて、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうこと等を目的として、昭和56年度から、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。

令和4年度（第41回）は、6,582校から、76万8,623編の応募がありました。法務省ホームページでは、入賞作品を取りまとめた作文集を始め、過去の入賞作品を題材とした啓発動画や入賞作品の英訳なども掲載しています（第41回の内閣総理大臣賞受賞作品は、50ページ以下参照）。



第41回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

人権教室

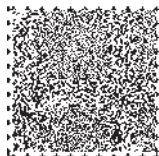
人権教室は、いじめ等について考える機会を作ることによって、こどもたちに、相手への思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動です。

小・中学生等を対象に、人権の花運動（49ページ参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して実施しています。

近年は、「ビジネスと人権」に関する国内外の関心の高まり（54ページ参照）を背景に、企業経営者や従業員を対象とした「大人の人権教室（企業啓発）」も数多く実施しています。

また、スポーツ選手等を講師に迎え、ゲームや体験談から、助け合いの精神に基づいたフェアプレーの精神等を学んでもらう人権スポーツ教室や、車椅子体験、ボッチャ等の障害者スポーツ体験などを通じて、違いを理解し認め合う「心のバリアフリー」を学び、障害の有無にかかわらず共生する社会の重要性を認識してもらうことを目的とした体験型の人権教室も実施しています。

さらに、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、携帯電話会社が実施する安全教室と連携した人権教室なども、積極的に実施しています。





令和4年度は、83万1,383人を対象に人権教室を行いました。



法務省ホームページにて、
上記動画を含む企業向け
コンテンツを案内中



人権教室

人権の花運動

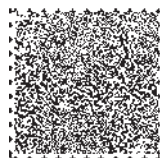
人権の花運動は、こどもたちが協力して花の種子や球根を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした人権啓発活動であり、主に小学生を対象に、昭和57年度から実施しています。

この運動は、育てた花を社会福祉施設等に贈ったり、写生会や鑑賞会を開いたりすることで、地域の人々とのコミュニケーションを深め、地域の人々にとっても人権尊重意識を高めてもらうきっかけとなっています。

令和4年度は、3,764校の学校等において、42万1,376人を対象に行いました。



人権の花運動



大きく息を吸い込む世界へ

広島県 学校法人盈進学園盈進中学校 3年 ^{まつば}松葉 ^{はるの}悠乃

何を話しているのかわからない。周りの人が怖い。そう感じたことがあった。

私は6歳の頃から3年間、アメリカで暮らした。生活習慣も言語も違う国で、何もかもが初めてで、不安ばかりだった。英語もまったく聞き取れず、友だちもできず、孤立した。

アジア人の私を見て、うわさをしているんじゃないか。そう思えば思うほど、周りに話しかける勇気を失った。しかし、現地の小学校に通い始めて間もなく、状況が変わった。英語ができず、消極的だった私に、声をかけてくれる白人の女の子がいた。私が寂しくないようにと、自分から日本語を勉強し、たどたどしい日本語で話しかけてくれる笑顔の女の子。その気持ちがいれしかった。だから、その子といるのが楽しくて、肌の色や言語の違いが気にならなくなった。そうして私は、少しずつ積極的に、周りに話しかけるようになり、英語も次第に使えるようになった。

家族でラスベガスへ旅行に行った時、私は衝撃的な場面に出くわした。私の目の前にいたフードを被った男性に、いきなり白人男性が暴言を浴びせ、唾を吐きかけた。フードの男性は抵抗もせず、何事もなかったかのようにそのまま歩いていた。フードの男性は黒人だった。「ひどいことをされたのになぜ、言い返さないのだろう」と思ったが、小学2年生の私はただ怖くて、震えていた。でも中学3年生になった今、私は思う。あの瞬間、まさに目の前で人種差別が起きていたのだ。人として許されない差別が。今の私だったらあの時、唾を吐きかけられた黒人男性に、何と声をかけるだろうか。そして、白人男性に抗議できるであろうか、と。

2020年5月、アメリカで、黒人のジョージ・フロイドさんが、白人警察官による行き過ぎた拘束により、命を落とした。私にラスベガスの記憶がよみがえり、抗議デモなどの報道に接するたびに、胸が締め付けられる自分がいた。警官に9分29秒も首を押さえつけられる中、フロイドさんは27回も「息ができない」と訴えた。「袋の中の魚のように、ゆっくりと意識を失っていった。次第に白目になって、体がぐったりして命がついに消えた」。検察側証人の証言だ。フロイドさんは、この9分間に何を思ったのだろうか。“I can't breathe”。彼の言葉が私の頭の中で響くたび、私は息苦しくなった。





1. 主な人権課題

2. 特集人権擁護に関する世論調査

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

私の息苦しさは限界に達しかけていた。そのとき、学校の先輩にその思いをぶつけてみた。その先輩は、フィリピン人と日本人のダブルで、生まれつき肌の色が少し濃い。小学生の頃、友だちに「肌が汚い」とからかわれ心に深い傷を負っていた。先輩は、高校卒業後、アイルランドへ留学したが、その矢先に、新型コロナウイルス（COVID-19）の問題が世界を駆け巡った。その流行は、中国が起源とされたため、アイルランドでは中国人が差別の対象として狙われた。

ある日、先輩は、白人から「COVID-19!」と罵られ、唾を吐かれたり、石を投げられたりしたそうだ。先輩は、普段はとてもコミュニケーションで、多様な国籍を持つ友人をもつ。だから先輩は、「自分には人種に対する差別や偏見はない」と思っていた。だが、そのとき、自分の差別心を突きつけられたという。「自分が白人から差別されたことに対する怒りより先に、自分が中国人と間違われたことに対して不快感を覚えた自分がいた。その感情を自覚したとき、自分が一人の人間として、恥ずかしいと思った」と振り返る。この話を聞いて、私は思った。「『自分には差別する心はない』と思うことで、差別を見ようとしないう自分をつくっているんじゃないだろうか。先輩の話は決して他人ごとではない。差別は自分の心の中で生まれる。自分にも当てはまることだ。自分の心を常に見つめる自分でなければ、差別は見抜けない。そう考えられなければ、私の心はずっと『I can't breathe』のままなのだ」と。

アメリカでは黒人の人口が白人の約5分の1。だが、新型コロナウイルスでの死亡率は白人よりも黒人の方が高い。命に優劣があってはならないが、アメリカの一部の病院では黒人の患者に対して、治療どころか検査さえしてくれないという現実があったようである。6歳の私に話しかけてくれた女の子は、この現実をどうとらえているだろうか。

“Black Lives Matter”確かにそうだ。でも私は「All Lives Matter.」（すべての人の命は大切だ）と訴えたい。フロイドさんが繰り返した「I can't breathe」という魂の叫びといっしょに。誰もが一人の人間として、誰にでも分け隔てなく、他者と対等に向き合い、誰もが自分の言葉で、自分に誇りを持って語れる日々が来るために。そして、6歳の私に、笑顔で話しかけてくれた女の子のように。I deeply take a breath and shout my words to the world. 私は大きく息を吸い込み、世界にこう叫び続ける。「人はすべて平等で、すべての人が生きる権利を有する」と。

